

実施方針等に係る質問書に対する回答

■要求水準書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
1	要求水準書(案)	事業期間	2	I	2	(1)				設計・建設期間が22ヵ月程度で、綿密なお打合せや工事期間(建設資材の調達期間含む)を考慮すると短工期と思われます。落札者決定から事業契約締結の間に、設計業務及び行政協議等を先行して進めさせていただきたく、ご検討をお願い致します。	設計業務及び行政協議等の先行について、対応します。ただし、事業契約締結に至らなかった場合には、本契約までに事業者が実施した業務等については事業者の負担になります。
2	要求水準書(案)	事業期間	2	I	2	(1)				事業スケジュールにおいて、「設計・建設期間が約22ヶ月」となっておりますが、非常にタイトなスケジュールと思われます。与条件の整理・各段階の意思決定をスムーズに進めるためにも、落札者決定から事業契約締結の間に、設計打合せ・協議等を進めさせていただくことは可能でしょうか。ご検討をよろしくお願い致します。	No.1を確認ください。
3	要求水準書(案)	事業期間	2	I	2	(1)				設計・建設期間として、令和6年3月～令和8年1月(約22ヵ月間)と記載がございますが、建設工事の技術者配置については、工事着工から工事完成までの期間として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	市が行う業務	3	I	2	(2)	②	(ア)	(a)	配膳室整備において、今後自校のプラットフォームの高さは統一される想定でしょうか。ご教示ください。	各校により異なることが想定されます。
5	要求水準書(案)	土地の所有	3	I	2	(2)	②	(ウ)		市が行う業務に「大規模修繕業務」が含まれていますが、事業者が実施する「修繕・更新」と市が実施する「大規模修繕」の具体的な内容を提示してください。	市で実施する大規模修繕業務は、事業期間中の実施内容として具体的には想定していません。地震等の不可抗力発生時等の大規模修繕等は市の行う業務と考えています。
6	要求水準書(案)	事業者の収入	3	I	2	(3)				「…それぞれの業務の着手時点において、関連する最新の法令等及び要綱・各種基準等を遵守する」と規定されていますが、事業契約の締結後の法令等及び要綱・各種基準等の改正の内容によっては、事業者が対応することが難しい場合もありません。「提案書の提出時点における、関連する最新の法令等及び要綱・各種基準等を遵守する」とするのが適切と考えます。なお、業務内容を改定する場合には、サービス購入費の改定協議が必要と考えます。	原案のとおりとし、追加費用が生じる場合は、「実施方針 表1. リスク分担表」の「法令リスク」に示す通りの分担とします。
7	要求水準書(案)	前提条件	6	I	3	(1)			表I-2	「現時点では都市ガス供給エリア外」とのことですが、市と都市ガス会社様の間で協議されている内容があればご開示いただけますでしょうか。また、今後、協議の予定はありますでしょうか。	協議内容の公表はいたしません。
8	要求水準書(案)	前提条件	6	I	3	(1)				「表I-2 事業用地の敷地条件」において、「ガス:現時点では都市ガス供給範囲外」となっておりますが、貴市と都市ガス会社様の間で協議されている内容がございましたらご教示ください。	協議内容の公表はいたしません。
9	要求水準書(案)	敷地面積	6	I	3	(1)				面積約12,700㎡と記載ありますが、資料2に記載の赤線の範囲内と理解してよろしいでしょうか。	資料2の赤線は建設用地約12,700㎡と公共施設(道、水)約800㎡を合わせたものです。
10	要求水準書(案)	敷地条件等に関する資料	6	I	3	(1)				資料5の公表時期をお示しください。	募集要項等公表時に示します。
11	要求水準書(案)	前提条件	6	I	3	(1)				インフラ接続整備に要する費用は事業者負担とのことですが、表I-2にて現時点で都市ガスは供給範囲外とあります。また、水光熱費負担は市側負担とのことなので、ガス供給企業との使用契約は市が行うものと推察します。整備費用算出時(今日から提案書提出の期間)に市より具体的なガス供給企業を指定され、引き込み整備について事業者と協議を行い、その係る費用の全てを事業費に含み提案するという理解で宜しいでしょうか。	事業者側でインフラ事業者と事前協議を行って事業費を想定してください。なお、都市ガスの場合、整備費用は、敷地内及び接続部分のみの費用を積算するものとし、ガス管の延伸費用は事業費の範囲外としてください。
12	要求水準書(案)	前提条件	6	I	3	(1)				事業用地の敷地条件 その他 について、「福島市開発行為等指導要綱に基づき協議が必要」と記載がございますが、協議は基本設計業務が着手した後の時期となり、協議内容を事業コストに反映できないため、事前協議を福島市開発建築指導課様及び関係各課様と行っても宜しいでしょうか。	事前協議は可能です。その際は、最初に開発建築指導課に協議し、その後必要であれば関係各課と協議を行ってください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
13	要求水準書 (案)	配送対象校の 計画食数	7	I	3	(3)				長期的には配送対象校の追加・変更も視野に入れる とありますが、事業期間中に配送対象校の追加・変更 が生じる可能性がありますでしょうか。	事業期間中に配送対象校の追加・変更が生じ る可能性があります。現時点では未定のため、 必要に応じて事業者と協議して対応を決定 することとします。
14	要求水準書 (案)	配送校対象校	7	I	3	(3)				長期的には配送対象校の追加・変更とありますが、追 加費用が発生した場合は貴市負担との理解でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書 (案)	配送校対象校	7	I	3	(3)				特別支援学校の生徒の喫食場所についてご教示お 願い致します。	特別支援学級の教室内で喫食します。 ※「特別支援学級」の誤りと理解して回答しま す。
16	要求水準書 (案)	献立及び食材 調達	8	I	3	(3)			エ	想定献立にわかめごはんなどの混ぜご飯ありますが 、混ぜご飯の際もごはんは学校直送で、センター での調理はないとの認識でよろしいでしょうか。	わかめ、ゆかり、五目、カレーピラフ、チキンラ イス等は学校直送となります。各学級で混ぜ込 む筍ご飯の具等は、センターで調理し、主菜 缶又は副菜缶に配食します。
17	要求水準書 (案)	献立及び食材 調達	8	I	3	(3)			エ	想定献立に揚げパンがありますが、揚げパンも学校 直送との認識でよろしいでしょうか。	現状、揚げパンはセンターで調理しています。 ただし調理は1,000～2,000食分の場合のみ で、配送は納品されたパン屋のパン箱に戻し てコンテナに積み込んでいます。 新施設においても、同様とするかは検討中 ですが、揚げパンの提供は実施したいと考えて います。 整備費用を抑えつつ実現可能な提案を期待し ます。
18	要求水準書 (案)	配送対象校の 計画食数	8	I	3	(3)				表 I -5より、事業開始より年を追うごとに調理食数が 減少していく予測となっていますが、新南部学校給食 センターの建設によって表内より多く、または少ない 調理食数となる想定はありますか。また、想定がある場合、予 測数の提示をお願いいたします。	事業期間中に配送対象校の追加・変更によっ て調理食数が変動する可能性があります。現時 点では未定のため、必要に応じて事業者 と協議して対応を決定することとします。
19	要求水準書 (案)	献立及び食材 調達	8	I	3	(4)			エ	主食は別途各学校へ直送されるとありますが、揚げ パン等の調理パンやわかめごはん等の混ぜご飯な どは、センターでの調理作業が発生すると考えてよろし いでしょうか。	No.16、17をご確認ください。
20	要求水準書 (案)	献立及び食材 調達	8	I	3	(4)			ウ	2献立の組み合わせ例をご教示ください。	A・Bコースは原則同じ献立になりますが、主菜 の調理形態が重複しないように、1日ずつずら して実施します。Aコースの最終日がBコース の初日となります。 【例】参考資料「1月献立表」より <1月11日(火)の場合> Aコース :ちゃんぽん麺・牛乳・ミートグラタン・ みかん Bコース :コッペパン・牛乳・いちご&マーガ リン・りっちゃんサラダ・冬野菜のシチュー・ミルク プリン <1月12日(水)の場合> Aコース :ごはん・牛乳・鯖みそ煮・大根とツナ のサラダ・豚汁 Bコース :ちゃんぽん麺・牛乳・ミートグラタン・ みかん
21	要求水準書 (案)	アレルギー対応 食	8	I	3	(5)			エ	「将来的には「アレルギー対応マニュアル等」に準拠 して、対応アレルギーの種類を増やす可能性があ る。」と規定されていますが、ここでの「アレルギー対 応マニュアル等」とは、具体的には何を指すのか提示 してください。また、対応アレルギーの種類を増やす 場合、サービス購入費が改定(増額)されるものと理 解でよろしいでしょうか。	事業者が作成する「bアレルギー対応調理マ ニュアル」(p50)を指します。事業者は、「学校 給食における食物アレルギー対応指針」(平成 27年3月 文部科学省)を参考に、調理器具、 食材の管理、調理担当者や調理作業の区別、 確認作業の方法、タイミング等、市と協議して 作成します。なお、対応アレルギーの種類を増 やす場合のサービス購入費増額の件について は、大規模な施設・設備の変更が見込まれる 場合のみ増額します。
22	要求水準書 (案)	アレルギー対応 食	8	I	3	(5)			ア	除去する品目が2品以上になる献立は想定されてい ますでしょうか。	想定しています。 【例】卵・乳アレルギーの児童生徒の場合 <通常献立>コッペパン・牛乳・オムレツ・ブ ロccoliサラダ・クラムチャウダー <卵・乳アレルギー対応献立> コッペパン・鶏照焼き・ブロッコリーサラダ・あ さりのコンソメスープ
23	要求水準書 (案)	アレルギー対応 食	8	I	3	(5)			ア	マーガリンやバターなど添物に除去対象アレルギー が含まれている場合、どのような対応を想定されてい ますでしょうか。	代替食を実施します。乳アレルギーの児童生 徒は乳の混入しないジャム等を配食します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
24	要求水準書(案)	主要諸室の一覧	11	II	2	(1)	②			市専用部分給湯室は事務室内に給湯コーナーを設けるでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	仕上げ計画	11	II	2	(1)	③	オ		「室内のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物等の濃度測定を行う」と規定されていますが、当該濃度測定の基準等を提示してください。	学校環境衛生基準によります。
26	要求水準書(案)	仕上げ計画	11	II	2	(1)	③	カ		「…なお、基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠する」と規定されていますが、事業契約の締結後の基準の変更の内容によっては、事業者が対応することが難しい場合もあり得ます。「提案書の提出時点における、基準等を遵守する」とするのが適切と考えます。なお、業務内容を改定する場合には、サービス購入費の改定協議が必要と考えます。	原案のとおりとし、追加費用が生じる場合は、「実施方針 表1. リスク分担表」の「法合リスク」に示す通りの分担とします。
27	要求水準書(案)	設計・建設業務	11	II	2	(1)	③	ケ	k	「吸気口または排気口を有する場合は、防虫ネット等を備えるとともに周辺果樹農家の作業に支障が生じない措置を講じる」とありますが、制約条件が曖昧なため、作業の内容や、その障害となる事項について、明確な条件提示をお願いします。	果樹農家の作業として、薬剤散布が想定されます。センター内に薬剤や虫、砂ほこり等が入らないように、またセンターから排出される排気により果樹への影響が無いような対策を講じてください。
28	要求水準書(案)	設計・建設業務	11	II	2	(1)	④	ア	d	外構計画 ア全般「敷地南側の果樹農家の車両通行に配慮した外構計画とすること」とありますが、果樹農家の車両通行とは、どのような車両でどのようなルートで通行するのでしょうか。	トラクター等の大型・特殊車両は含まれません。軽トラック、普通乗用車、小型特殊自動車です。本事業用地内を経て、後述のフェンスを設けない範囲から果樹農家の車両が出入するという事です。詳細は資料5にて示します。
29	要求水準書(案)	外構計画	12	II	2	(1)	④	イ	b	扇田10-1以東の境界は除くとありますが、資料3に記載の計画地の黄色線に沿って、フェンスを設置する想定と理解してよろしいでしょうか。	資料3に記載のとおり、黄色線部分にはフェンスは不要です。
30	要求水準書(案)	外構計画	13	II	2	(1)	④	ウ	e)	事業者用駐車場は、必要台数を無償で利用できるかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案)	給食エリア	16	II	2	(3)	①	ソ	表II-3	表II-3ノ煮炊き調理室h)にりんごを切断する～とあるが、食缶の使用として果物は和え物・サラダ類の代品となる事が想定されると考えられます。りんご等の果物について切裁作業がある場合は、非加熱食材であることから和え物室で切裁を行うことが一般的ですが、そのような対応で問題ないでしょうか。	切断する果物を使用する場合、副菜と果物の組み合わせが多く、副菜は副菜缶を使用し、果物は主菜缶を使用します。非加熱で食する果物等の切裁・配食は和え物室において行うように、要求水準書を変更します。例:カレー(汁缶)・サラダ(副菜缶)・りんご(主菜缶)
32	要求水準書(案)	設計・建設業務	17	II	2	(3)	②			事務エリアの備品導入計画について、福島市様が別途調達する備品の運搬及び設置は、福島市様で行うという考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案)	主要諸室の概要	19	II	2	(3)	②	セ	b)	調理作業を見学できる窓の設置場所等は事業者の提案に委ねることとされており、これは会議室の任意の場所に見学窓を設置することでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、見学窓の設置によって会議室の利便性を損なわないように配慮してください。
34	要求水準書(案)	主要諸室の概要	19	II	2	(3)	②	ソ	a)	貴市職員及び来客者は同じ便所を使用する前提でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案)	電気設備	21	II	2	(4)	①	ケ	c)	設置した太陽光発電システムによる電力を全て売電し、事業者の収入とする提案は認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただしその場合、a、b)に示す市所有となる太陽光発電システムとは別に設置した太陽光発電システムに限ります。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
36	要求水準書(案)	電気設備	21	II	2	(4)	①	ケ	c)	事業者又は構成員が太陽光発電システムの所有者、貴市を電力使用者としたPPA事業の提案は可能でしょうか。	提案は可能です。ただし、実際に契約するかどうかはPPA事業による電気料金の費用と初期投資費用との兼ね合いによります。
37	要求水準書(案)	電気設備	21	II	2	(4)	①	コ	a)	非常用電源の「必要な共用部」について、貴市の想定を具体的に教えてください。	関連法令等に定める予備電源等が必要なものの他に、便所、多目的便所を想定しています。
38	要求水準書(案)	機械設備	23	II	2	(4)	②	キ	a)	エレベーターの設置が要求水準となっておりますが、建築物を平屋で提案する場合には、昇降機設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書(案)	調理機器等の設置	26	II	2	(5)	④	イ	b)	主菜調理で2献立ともに揚物調理を行う場合、スチームコンベクションオープンを使用しない献立になってしまいます。(2献立ともに焼物調理を行う場合は、揚物機を使用しない献立になってしまいます。)すべての加熱調理機器を10,000食対応にしようとする場合、機器の使用頻度が少なくなるにも関わらず、必要台数が増え、購入費や維持管理費が多くなり、貴市負担を増やすことになってしまいます。費用対効果が最大となるよう、2献立の組み合わせは主菜で使用する加熱調理機器が重ならない献立としていただけないでしょうか。	スチームコンベクションは5,000食分対応に変更します。主菜は同じ調理形態が重複しないようにします。但し、焼物と蒸物が重複した場合、両方の献立を提供できるようにしてください。
40	要求水準書(案)	事前調査業務及びその関連業務	27	II	4	(2)		ア		「施設整備に必要な調査一式(必要に応じて、敷地測量、……等)を行う。」とありますが、頁1の添付資料・資料2として「事業用地現況測量図(募集要項等公表時に示す)」とあります。現況測量図(福島市所有地及び民地を含む)の作成及び境界確定・境界杭の設置は、貴市にて実施すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書(案)	設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務	27	II	5					「施設整備に必要な官庁許認可手続き一式を行う。」とありますが、行政手数料(建築確認申請、構造計算適合性判定、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築完了検査等)の負担も含むのでしょうか。また、実施方針の1頁には施設管理者名称は「福島市長」とあり、かつ貴市は特定行政庁ですが、今回の整備事業(建築許可申請)は、建築基準法第18条第2項の規定による「計画通知」に該当すると考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	前段については、事業費に含みます。後段については、実施方針の3頁(7)①の事業方式に記載があるように事業者が建築主となることから、計画通知とはならず、建築基準法第6条第1項の確認申請となります。
42	要求水準書(案)	建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務	28	II	6	(1)	②			着手前の業務内容として、「申請等に係る負担金・手数料等の費用については事業者の負担とする」とありますが、貴市の追加要望等により建設工事途中で変更が生じた場合、計画変更申請手数料・省エネの軽微変更申請手数料については、別途ご負担いただくと考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書(案)	提出書類の作成・提出	29	II	6	(1)	④	イ		書類の提出方法について、「監理技術者(建設企業の社員)が市に提出、報告する。」とありますが、その他業務における提出・報告については、主語が明記されていない(事業者と解釈します)、又は事業者を通じて行うこととなっております。本業務において構成員の社員から市へ直接提出・報告させることを明確に規定した主旨をご教示ください。	監理技術者が自らの責任において、提出・報告書類を掌握していただきたいためです。実際には代理の方が提出報告することを拒否するものではありません。
44	要求水準書(案)	提出書類の作成・提出	30	II	6	(2)	②	イ		書類の提出方法について、「監理技術者(建設企業の社員)が市に提出、報告する。」とありますが、その他業務における提出・報告については、主語が明記されていない(事業者と解釈します)、又は事業者を通じて行うこととなっております。本業務において構成員の社員から市へ直接提出・報告させることを明確に規定した主旨をご教示ください。	No.43をご確認ください。
45	要求水準書(案)	アレルギー対応食の配食容器	32	II	9	(2)		エ		和え物や果物など容器に配食する必要がある冷菜・デザート類のアレルギー対応は想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書(案)	食器等仕様一覧	32	II	9	(2)		キ		表11-17の食器等の数量はII-9-(2)キに記載されている「市職員用及び試食会用として100名分及び事業者分」を含んだ数量でしょうか。	表11-17の数量にはII-9-(2)キに記載されている「市職員用及び試食会用として100名分及び事業者分」は含まれていません。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
47	要求水準書 (案)	食器、食器カゴ 及び食具等	32	II	9	(2)			ク	「既存のPEN食器の再利用も可とする」とありますが、これは現在の貴市の既存調理場で使用されている食器との理解で宜しいでしょうか。その場合、既存の食器の数量、劣化状況や耐用期間についてが不明確で、その後の調達更新計画に係る積算に大きく影響すると考えます。既存の再利用を認めて頂ける場合には、基準となる見込みの食器の数量、残耐用期間をお示し頂く等、事業者間での積算条件を揃えて頂くようご検討頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提案上は全て新品を調達するものとしてご提案ください。事業者選定後、具体的に協議する予定です。
48	要求水準書 (案)	設計・建設業務	33	II	11				アイ	近隣対応・対策業務について、「ア 事業者は、建設業務等による近隣への影響に関して、近隣への説明対応及び対策を講じる」また、「イ事業者は近隣に対し・・・合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する」とありますが、その範囲を超えた要求は別途と考えて宜しいでしょうか。また『合理的に要求される範囲』についての福島市様の考える事例をお示しください。	前段について、ご理解のとおり市のリスク負担とします。後段について、ここで規定する『合理的に要求される範囲』とは、本件の建設業務の行為によって、近隣に生じる騒音、振動、粉塵などの損害を解消するための対策とします。事例としては、低振動・低騒音型建設機械の使用が想定されます。
49	要求水準書 (案)	業務期間	34	III	1	(2)				「・・・なお、具体的な期間については、事業者の提案に基づき事業契約書で定める」と規定されていますが、例えば、施設の「引渡し日」を早め、これにともなって「開業準備業務の開始」を前倒しにできるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書 (案)	業務内容	34	III	2	(3)				「引渡し後から維持管理・運営期間の開始までの間、必要な維持管理業務を行う」と規定されていますが、当該維持管理業務に係る費用は、「開業準備業務」に係る費用に含めるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 (案)	広報資料の作成	35	III	2	(11)				貴市への納期については、内容によっては施設稼働後の撮影も必要となる事から、受託決定後に貴市と協議の上での決定として頂きたく、ご検討をお願いします。特に②のDVD作成には、内容決定から完成までに一定の期間(半年程度)を要しますため、考慮頂きたくお願い致します。	納期については内容と合わせて協議の上決定することとします。
52	要求水準書 (案)	業務従事者の要件等	37	IV	1	(3)			ア	維持管理業務責任者は、市との連絡調整が可能であれば、必ずしも常勤である必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書 (案)	関連法令等の遵守	37	IV	1	(5)				「関係法令等の遵守／維持管理等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、以下の基準類(最新版)を参考とする」と規定されていますが、事業契約の締結後の法令等及び要綱・各種基準等の改正の内容によっては、事業者が対応することが難しい場合もあり得ます。「提案書の提出時点における、関連する最新の法令等及び要綱・各種基準等を遵守する」とするのが適切と考えます。なお、業務内容を改定する場合には、サービス購入費の改定協議が必要と考えます。	原案のとおりとし、追加費用が生じる場合は、「実施方針 表1. リスク分担表」の「法令リスク」に示す通りの分担とします。
54	要求水準書 (案)	表IV-1 建築物・外構等部位別維持管理要求水準内容	39	IV	2	(3)	⑧		C)	強風や積雪等で折れないよう補強するなど管理を行うとありますが、天災等により倒木や枝が折れるなどの事象については、不可抗力という認識で宜しいでしょうか。	天災等に起因する事象については、福島市福島の日最大瞬間風速(32.2m/s)、降雪の深さ日合計(50cm)などの過去のデータや、周辺の同種対象物の被害状況を踏まえ、不可抗力に該当するかを判断します。
55	要求水準書 (案)	建物保守管理・修繕業務(外構等も含む)	39	IV	2					本施設内の除雪は、福島市道路除雪計画を参考として、敷地内の積雪が10cm以上が見込まれる場合、除雪すればよろしいですか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書 (案)	排水設備	44	IV	7	(3)	②		エ a)	年2回以上ピット内の堆積汚泥を汲み取るとありますが、短期間にピット内に汚泥が蓄積しない場合を考慮し、年2回堆積汚泥状況を確認し、必要に応じて汲み取るという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書 (案)	調理設備の清掃	44	IV	7	(3)	②		オ a)	記載されている冷蔵庫・冷凍庫は清掃が必要な箇所には給電コード等がありますが、プレハブ冷蔵庫以外の業務用の冷蔵庫・冷凍庫との認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
58	要求水準書 (案)	清掃業務	44	IV	7	(4)	エ			廃棄物処理について、事業者が行う分別処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種類で宜しいでしょうか。貴市のガイドライン等がございましたらご教示ください。	以下に基づき分別してください。 ・事業系ごみの適正処理と減量化・資源化の手引き https://www.city.fukushima.fukushima.jp/gomi-genryou/kurashi/recycling/jigyokegomi/documents/panfuretto2.pdf ・クリーンガイドブックR4.1版 https://www.city.fukushima.fukushima.jp/gomi-genryou/kurashi/recycling/gomidashi/documents/kurinnngaidobukku.pdf
59	要求水準書 (案)	留意事項	45	IV	7	(4)	エ	e)		廃棄物の回収・処分は貴市にて別途委託され、回収頻度について記載がございますが、万一、想定を上回る量の廃棄物が発生し、保管が間に合わない場合については、回収頻度を増やしていただけると考えてよろしいでしょうか。	回収頻度を増やす想定はありません。 ※残食計量、脱水後計量の2回必要であるため、要求水準書を修正します。
60	要求水準書 (案)	長期修繕計画 策定業務	46	IV	9	(1)	③	エ		事業終了後1年以内は、建物、建築設備、調理設備等の修繕、更新が必要とならない状態を確保するものとありますが、事業終了時において貴市に施設を引き渡す状態というのは、稼働状況や機器性能に支障がない状態という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 (案)	業務従事者の 要件等	49	V	1	(3)		ウ		「なお、調理班長は、調理師の資格を有する者で…」とありますが、資格だけでは班長の資質は図れないと考えております。管理栄養士、栄養士の資格で調理班長を配置しているセンターもありますので、地元人材を幅広く雇用し、活用するためにも、「管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者」に変更をご検討願います。	原則、調理師の資格を有する者としますが、一部、管理栄養士、栄養士の資格も可とします。 ※要求水準書を一部修正します。
62	要求水準書 (案)	納品時間	51	V	2	(1)	①			食用油の納入、回収は一斗缶で行う想定でしょうか。	食用油の納入は一斗缶です。回収は油庫を設置するため、一斗缶は使用しません。但し、今後、タンクローリー車による食用油の納入が可能な業者が現れた場合は、食用油の価格などを勘案し、購入する可能性があります。
63	要求水準書 (案)	日常の検収、食 材保管	51	V	2	(1)	①			表V-3に記載のある納品時間について、現時点で想定している当日納品の具体的な品目と納品時間をご教示ください。	乾物・冷凍及び冷蔵品等は前日午後1:30～3時、肉は当日8時30分、野菜は当日7時前後の予定です。
64	要求水準書 (案)	納品車両につ いて	51	V	2	(1)	①			食材の納品車両につきまして、どのくらいのサイズの車両を想定しておりますでしょうか。	現在の納品車両は、最大で3.5t車です。
65	要求水準書 (案)	配送車両調達 業務	55	V	3	(1)				配送車両調達業務は業務の区分として運営業務に含まれておりますが、車両購入に係る対価については、本施設の設計及び建設に係る対価と同時に、事業者が一括で支払われると考えてよろしいでしょうか。	車両購入に係る対価については、一括支払い分の対象ではありません。
66	要求水準書 (案)	配送車両調達 業務	55	V	3	(1)				配送車両はリースによる調達でも可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書 (案)	運営業務	55	V	3	(1)		ア		車両の調達準備に時間を要する事が想定される為、開業準備期間開始1年前までには、配送車両の仕様が確定出来ますよう配膳室設計業務を完了いただけますでしょうか。	開業準備開始1年前までの設計完了を予定しています。
68	要求水準書 (案)	運営業務	55	V	3	(1)		イ		・配送先の状況と車両の仕様により台数が確定しますが、配送車両につきましては、事業者提案に委ねるとの事で宜しいでしょうか。 ・配送車両ナンバー登録は、緑(営業)ナンバーでの配送運行と考えて宜しいでしょうか。	前段・後段ともに、ご理解のとおりです。
69	要求水準書 (案)	配送時刻及び 回収時刻等	56	V	3	(3)	②	ア		「ア食器・食缶等と調理済食品の配送対象校到着時刻は、配送対象校での配膳業務の開始時刻以降とする。」とあります。30校にも及ぶ配送対象校があるため、車両台数も含む効率的な配送計画を提案したいと考えており、2段階配送(食器と食缶を別便で配送)を検討しています。 その場合、1便(食器のみコンテナ)の配送については配膳業務開始時刻前の配送も可とする提案を認めて頂けますでしょうか。	2段階配送における1便(食器のみのコンテナ)についてはご提案に委ね、配膳業務開始時刻前の配送も可とする提案を認めます。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
70	要求水準書 (案)	配送時刻及び 回収時刻等	56	V	3	(3)	②	ア		配送校からの回収にあたり、午前中に配送を終えた 配送車両が学校待機をすることは可能でしょうか。	学校との協議が必要です。
71	要求水準書 (案)	配送時刻及び 回収時刻等	56	V	3	(3)	②	ウ		「配送校からの回収は、それぞれの配送校の給食時 間終了30分以降に行う。」とありますが、30分後には 回収可能な状態という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書 (案)	給食の配送及 び回収業務	56	V	3	(3)				給食センターの住所で車庫登録(配送業務)は可能 でしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については管轄する警察署へご確認ください。
73	要求水準書 (案)	運営業務	56	V	3	(3)	①	ク		配送車両の学校入出時の誘導等とありますが安全対 策の方法につきましては事業者提案に委ねるとの事 で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書 (案)	廃棄物収集運 搬業務	57	V	4	(1)	②	エ		貴市が別途行う運搬において、運搬用の車両として 想定されている車種や大きさについてご教示くださ い。	現時点では未定です。
75	要求水準書 (案)	廃棄物収集運 搬業務	57	V	4	(1)	②	オ		「～ただし、牛乳パックは一部の学校から回収する場 合がある。(リサイクルのため、児童生徒が洗って乾か して縛った状態にしたもの。小規模校から毎日45リッ トルポリ袋1袋程度を想定する。)」とありますが、ポリ 袋等は学校側で手配するものと考えて宜しいでしょ うか。 また、牛乳パックを回収する一部の学校について学 校名をご教示下さい。	前段について、ご理解のとおりです。 後段については、コロナ禍以降、現受配校か らの牛乳パック回収はありませんが、今後の再 開を想定するものです。学校判断によるため、 学校名を示すことは出来かねます。
76	要求水準書 (案)	廃棄物収集運 搬業務	57	V	4	(1)	②	オ		回収された牛乳パックは、他の残渣・廃棄物と同様に 貴市が別途委託する業者にて運搬・処分されると考 えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書 (案)	施設見学補助	57	V	5	(1)				児童生徒及びPTA等の施設見学の頻度と見学時間 帯の見込みがあればご教示ください。	現在は、年間5回程度で、見学時間帯は9時～ 11時頃です。
78	要求水準書 (案)	施設見学補助	57	V	5	(3)				試食会は会議室でおこない、会議室内で実施できる 人数と想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書 (案)	広報支援業務	57	V	5	(4)		ア		「開業準備業務において作成したパンフレット及びD VDについて、必要に応じて原版データの内容の更 新を行う。」とありますが、更新については貴市の要望 のもと、貴市の費用負担との理解でよろしいでしょ うか。(映像内容の更新や増版等)	ご理解のとおりです。